

令和6年度 杉並区任期付職員採用選考案内

児童相談所長【部長級】・一時保護施設長【課長級】

令和6年6月15日
杉 並 区

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のことです。給与・勤務時間などは一部の例外を除き、他の正規職員と同様の取扱いです。

1 背景

平成28年6月の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所が設置できるようになりました。区が児童相談所を設置することで、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となるとともに、区が設置主体である保健所と連携して保健福祉施策全般にわたる総合的なサービスが可能となります。こうしたことから、杉並区では令和8年11月の区立児童相談所の開設を目指し、準備を進めています。

今回、児童相談所の開設に向けて、児童相談所及び一時保護施設の業務運営体制等の整備等、円滑な準備業務を行うとともに、開設後には業務全般を総括していただく管理職員を募集いたします。

2 職務内容、採用予定数、任期等

児童相談所長（児童相談所開設前：子ども家庭部参事、開設後：児童相談所長）	
職務の級	部長級
任期	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
採用予定数	1名
職務内容	・開設を予定する（仮称）杉並区児童相談所の業務運営体制等の整備 ・児童相談所の職務遂行に必要な技術の教育・指導・助言 ・児童相談所開設以降の職務は、所長として児童福祉法に定められている権限の行使、児童相談所各部門の業務の統轄、児童相談所を代表しての対外活動等
受験資格	以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 ① 日本国籍を有する方 ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項各号いずれかに該当する方 ③ 児童相談所長としての業務従事歴を6年以上有する方 ④ 地方公務員法第16条のいずれにも該当しない方※ ⑤ 現に杉並区の常勤職員でない方

一時保護施設長（児童相談所開設前：一時保護施設準備課長、開設後：一時保護課長）	
職務の級	課長級
任期	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間） ※ 業務の都合等により、採用日から5年を限度に延長する場合があります。
採用予定数	1名
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設を予定する一時保護施設の業務運営体制等の整備 ・ 一時保護部門の長として業務全般の総括 ・ 一時保護部門の職員に対する指導及び教育 ・ 他機関との連絡・調整
受験資格	<p>以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本国籍を有する方 ② 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）に規定する一時保護施設の管理者の資格要件に該当する方 ③ 民間企業等における業務従事歴が14年以上ある方で、そのうち、一時保護施設、児童相談所又は児童福祉施設での業務従事歴において、施設長又はそれと同程度の立場（管理職）としての経験を有する方 ④ 地方公務員法第16条のいずれにも該当しない方※ ⑤ 現に杉並区の常勤職員でない方

※ ④については参考をご確認ください。

3 選考方法

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和6年8月2日（金曜日）までに発表予定 ◆ 合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果通知を郵送します。

(2) 第二次選考

選考方法	面接
実施日	令和6年8月下旬
場所	杉並区役所本庁舎
合格発表	令和6年9月上旬 ◆ 第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。 ◆ 合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。

※ 第二次選考の詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

※ **最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。**

4 申込手続

(1) 提出書類

- ① 受験申込書
- ② 職務経歴書
- ③ 受験資格において必要な資格や免許等が証明できる書類の写し

※ ③については、資格や免許等を有する場合のみ提出してください（例：社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等）。

(2) 申込方法等

所定の提出書類に必要な事項を記入し、いずれかの方法で申し込んでください。

申込方法	簡易書留による郵送（※）又は持参
申込期間（共通）	令和6年6月15日（土曜日）から令和6年7月19日（金曜日）まで （郵送の場合は当日消印有効）
持参受付時間	午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く。）
郵送（持参）先	〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所総務部人事課人事係（杉並区役所本庁舎東棟5階）

※ 提出物は、郵送・持参ともに、折らないでください。

※ 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「**任期付職員（児童相談所長）採用選考申込書 在中**」
又は「**任期付職員（一時保護施設長）採用選考申込書 在中**」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

※ 提出書類①②は杉並区のホームページからダウンロードすることもできます。この場合はプリンターでA4サイズの白紙に印刷して使用してください。（感熱紙や着色された紙は使用しないでください）

※ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

5 勤務条件

(1) 給与

給料は、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

【例示】

- ◆ 部長級：大卒・経験年数30年の場合…給料月額 約50万（年収約1,289万円）
- ◆ 課長級：大卒・経験年数30年の場合…給料月額 約44万（年収約1,087万円）
- ※ 実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。
- ※ 給料月額及び年収は、令和6年4月1日現在のものです。
- ※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。
- ※ 条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。

※ 入庁直後の6月支給分の期末・勤勉手当は満額支給ではありません。

※ 採用時までには給与改定があった場合は、それによります。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

(2) 社会保険等

東京都職員共済組合等の制度に加入

(3) 勤務日・勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までで、週38時間45分勤務です。

(4) 休暇等

年間20日の年次有給休暇（採用年のみ年間15日）のほか慶弔休暇等があります。

(5) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職していただきます。

(6) 勤務場所（予定）

児童相談所長、一時保護施設長ともに、勤務場所は以下の場所となる予定です。

【児童相談所開設前】 杉並区役所分庁舎（杉並区成田東4-36-13）

【同 開 設 後】 区立児童相談所（杉並区阿佐谷南1-14-8）

※ 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

参考

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【申込み・問い合わせ先】

杉並区総務部人事課人事係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表） 内線 1513・1515

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>